令和7年12月1日から適用

目次

O.	上乗せコース1
1.	第1号様式にあてはめると、申請額が0円になってしまいます。1
2.	令和6年10月以降に国の業務改善助成金に申請し、令和7年3月に賃上げし、額確定通知を受
	けたので上乗せコースに申請しますが、令和7年9月にも賃上げを予定しており、再度業務改
	善助成金に申請します。この場合も再度上乗せコースに申請することができますか。1
<u></u>	拡大コース・環境改善コース1
3.	どのような「中小企業事業者」が助成の対象となりますか。資本金等がない場合は、どのよう
	に判断するのですか。1
4.	どのような労働者が「賃金引上げ労働者数」に算入できますか。1
5.	現在見習い中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金
	も、事業場内最賃とみなされるでしょうか。2
6.	改定後の地域別最低賃金が発効された場合、発効前の事業場内最低賃金を基準に 30 円以上引き
	上げれば対象になりますか。2

7.	在籍出向で出向してきているスタッフや、派遣会社から派遣されているスタッフは「常時使用
	する労働者の数」「賃金引き上げ労働者数」「事業場内最低賃金の算定」の対象となります
	か。2
8.	賃金引上げはどのタイミングで行えば良いですか。2
9.	事業場内最低賃金の引上げを2回に分けて行うことはできますか。2
10.	.賃上げ対象者が交付決定後に自己都合退職してしまいました。補助金の対象となりますか。3
11.	.個人事業主が法人化した直後でも助成対象となりますか。3
12.	.申請を行う事業場に異動してから6か月を経過していない労働者の賃金を引き上げる場合、助
	成対象となりますか。3
13.	.新規事業を開始するための設備投資は助成対象となりますか。
14.	.事業場内最低賃金はどのように算定するのですか。3
15.	.歩合給を支払っている場合、事業所内最低賃金はどのように算定するのですか。4
16.	.歩合給を支払っている場合、賃金引き上げはどのように行うのですか。4
17.	.社会保険労務士の報酬について、補助金の額確定後に支払う契約になっています。補助対象に
	なりますか。4
18.	. リース料金や保守料金はどの期間まで対象となりますか。5
19.	.設備導入のための、運賃、搬入費、取付費用等は助成対象となりますか。

20. 福祉車両	(特殊車両)	を導入します。	車両本体以外の	関連費用も対象とな	なりますか。	5
21.除雪機を	導入したいの)ですが、実績執	8告までに雪が降	らず効果が確認出来	Kない場合は対象/	外で
すか。						5
22. 中古品の	購入は助成対	†象となりますか	,°			5
23. 設備投資	等を自社で施	五工、製造するも	のでも助成対象	となりますか。		6
24.老朽化し	て機能が低下	「した設備、破損	員した設備の更新	を行った場合も助原	艾対象となります :	か。 6
25.備品や什	器の購入は補	前助対象となりま	ミすか。			6
26.雑役務費	はどのような	:費用が補助対象	えになるのですか	o		6
27.広告費用	は対象となり	ますか。				6
28. 助成対象	経費をクレシ	ットカード等で	で支払ってもいい	のですか。		6
29.10 人未溢	歯の事業場で♡	も、就業規則に	ついて届出が必要	ぎですか。		7
30. 今回賃上	げを行うのは	tパート従業員の	ため、就業規則	の改正はパート用の	Dみで良いですか。	7
31.交付申請	後にキャリア	'アップ助成金 <i>の</i>)支給決定を受け	ました。交付申請額	質を増額したいの	です
が。						7
○スキルアッ	ップ研修補助症	金				7
32.研修を受	けるのが事業	ミニヤ役員の場合	うでも助成対象で	すか。		7
○共通						7

33.過去に上乗せコース(または拡大コース、環境改善コース)を申請しましたが、今回も申請す
ることはできますか。
34.年間契約を行っている社会保険労務士に申請手続きを依頼した場合、補助対象になりますか。 8
35.提出する書類の中に納税証明書がありますが、発行費用を社会保険労務士の申請手続きに係る
費用として補助対象経費に含めて申請しても良いのですか。
36.社会保険労務士に、同一事業主が経営する複数の事業場について申請手続きを依頼しました。
社会保険労務士報酬に係る補助金の上限額はいくらですか。
37. やまなしキャリアアップ・ユニバーシティの講座を従業員 1 名が受講しましたが、上乗せコー
ス、拡大コースまたは環境改善コースに申請する場合、その従業員が関わっている事業での設
備投資でなければ認められませんか。

○上乗せコース

1. 第1号様式にあてはめると、申請額が0円になってしまいます。

(答)

対象経費支出済額について、国助成額と合算して国の助成上限額まで補助する制度のため、業務改善助成金を国助成上限額まで受給していると、補助額が0円になる場合があります。

なお、事業場内最低賃金を 120 円以上引上げた場合か、令和 6 年 4 月 1 日以降にキャリアアップ助成金の支給決定を受けている場合、またはスリーアップ推進宣言を行い、スリーアップ推進宣言企業として登録され、かつ、やまなしキャリアアップ・ユニバーシティの講座を受講修了した場合は、国の助成上限額を超えた部分についても、4/5 の補助を行います。(対象人数や賃金引上げ金額によって上限額があります)

また、業務改善助成金申請の際、社会保険労務士に報酬を支払った場合は、その費用を 10 万円まで別途補助します。

2. 令和6年10月以降に国の業務改善助成金に申請し、令和7年3月に賃上げし、額確定通知を受けた ので上乗せコースに申請しますが、令和7年9月にも賃上げを予定しており、再度業務改善助成金 に申請します。この場合も再度上乗せコースに申請することができますか。

(答)

可能です。令和6年10月1日~令和7年3月31日の間に30円以上の賃上げをし、さらに令和7年4月1日~令和8年2月10日の間にさらに30円以上の賃上げを行った場合で、それぞれ国の業務改善助成金の額確定通知を受けている場合は、1回ずつ上乗せコースに申請することが可能です。

○拡大コース・環境改善コース

3. どのような「中小企業事業者」が助成の対象となりますか。資本金等がない場合は、どのように判断 するのですか。

(答)

対象となる「中小企業事業者」については、要綱及び要領に定められているとおり、資本金等又は常時使用する労働者数のいずれかを満たす事業者が該当します。 いわゆる「みなし大企業」(大企業が発行株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を 同一の大企業が所有している場合等) については、対象外となります。なお、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等で、資本金の額又は出資の総額がない場合は、常時使用する労働者数により判断します。

4. どのような労働者が「賃金引上げ労働者数」に算入できますか。

(答)

雇い入れ後6か月を経過した労働者で、次の①②に当てはまる方が対象です。なお、この「労働者」 とは、労働基準法の適用を受ける労働者のことを指します。

- ①賃金を事業場内最低賃金から、別表第4欄の引上げ額分引上げた方。
- ②引上げ前の賃金が引上げ前事業場内最低賃金以上・引上げ後事業場内最低賃金未満だった労働者で、申請コースの額以上賃金を引上げた方

(賃金引上げ前から、引上げ後場内最低賃金以上の賃金だった方は、賃金を引上げても対象になりません)

5. 現在見習い中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、事業場内最賃とみなされるでしょうか。

(答)

見習い、研修、試用期間中等の労働者について、一定期間経過後に予定される賃金引上げは、事業場内 最賃の引上げには当たりません。これら以外の労働者の賃金額のうち最も低い額を事業場内最賃とする 必要があります。

6. 改定後の地域別最低賃金が発効された場合、発効前の事業場内最低賃金を基準に30円以上引き上げれば対象になりますか。

(答)

対象になりません。改定後の地域別最低賃金を基準に事業場内最低賃金を定め、その事業場内最低賃金を30円以上引き上げる必要があります。

例えば、改定後の地域別最低賃金 (988 円 \rightarrow 1,052 円) が発効される場合、発効日の当日 (12 月 1 日) に事業場内最低賃金の引き上げ (1,000 円 \rightarrow 1,052 円) を実施し、その引き上げ分で申請することはできません。

7. 在籍出向で出向してきているスタッフや、派遣会社から派遣されているスタッフは「常時使用する労働者の数」「賃金引き上げ労働者数」「事業場内最低賃金の算定」の対象となりますか。

(答)

補助対象事業者が雇用し、給与を支払っている労働者ではないため、対象となりません。

8. 賃金引上げはどのタイミングで行えば良いですか。

(答)

令和7年12月1日から実績報告の間に行ってください。交付申請前であっても構いません。また、 実績報告の前に、1回以上引上げ後の賃金で支払いを行ってください。

9. 事業場内最低賃金の引上げを2回に分けて行うことはできますか。

(答)

事業場内最低賃金の引き上げについて 2 回に分けて行うことはできません。1 度に 30 円以上の賃上 げが必要です。 10. 賃上げ対象者が交付決定後に自己都合退職してしまいました。補助金の対象となりますか。

(答)

賃金を引き上げ、引き上げ後退職の日まで勤務し、引き上げ後の賃金が支払われていれば勤務日数にかかわらず対象となりますが、実績報告の際に、様式第1号の2の引き上げ労働者の内訳欄にその旨分かるように記載してください。

また、社印の押印があり退職事由等の記載がある証明書類や退職届の写しなどを併せてご提出ください。

11. 個人事業主が法人化した直後でも助成対象となりますか。

(答)

賃金引き上げ対象の労働者が、法人化前から雇い入れられ6か月を経過している場合は、法人化後の 経過期間にかかわらず、助成対象となり得ます。

12. 申請を行う事業場に異動してから6か月を経過していない労働者の賃金を引き上げる場合、助成対象となりますか。

(答)

賃金引上げ対象の労働者が、雇い入れから6か月を経過している場合は助成対象となります。

13. 新規事業を開始するための設備投資は助成対象となりますか。

(答)

既存の事業の生産性向上、労働能率の増進のための補助金であるため、新規事業開始や、新規事業場 開設のための設備投資は助成対象となりません。

14. 事業場内最低賃金はどのように算定するのですか。

(答)

事業場内最低賃金の算定方法は、地域別最低賃金と同様の考え方で、最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第2条の規定により算定されます。

<例>

- ①時間給制の場合…時間給
- ②日給制の場合…日給÷1日の所定同労時間
- ③月給制の場合…月給÷1か月平均所定労働時間

※次の賃金は算入しない

- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ・所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

- ・午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の 計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ①~③を組み合わせている場合は、①~③の時間あたりの金額を合算して算出します。

<例>

時給 1,000 円、役職手当月額 5,000 円、通勤手当 2,000 円、1 か月平均労働時間 100 時間の場合 1,000 円 \pm 1,000 円 \pm 100 時間 \pm 1,000 円 \pm 300 円

15. 歩合給を支払っている場合、事業所内最低賃金はどのように算定するのですか。

(答)

固定給の他に歩合給を支払っている場合は、次のとおり算定します。

- ① 各労働者の申請直近の1年間(雇入れ後1年に満たない者については少なくとも3月間)の歩 合給合計額を、その間の総実労働時間で除す。
- ② ①の額に、固定給の時間当たりの額を加える。
- ③ ②の額うち、最も低い時間当たりの賃金額とする。
- 16. 歩合給を支払っている場合、賃金引き上げはどのように行うのですか。

(答)

引上げの方法(固定給の引上げ、歩合給の支給条件の変更等) は問いませんが、引上げ前の事業場内最低賃金に対し、引上げ後の各賃金算定期間において、要綱別表1第4欄の額以上の引き上げとする必要があります。

したがって、例えば、固定給について要綱別表 1 第 4 欄の額以上引上げ、歩合給の支給条件については変更しない場合、賃金引上げ後のある賃金算定期間において歩合給が低額となった場合、時間当たりの賃金額が各コース所定の引上げ額に満たないことがあり得ます。そのときの当該期間については、別途、当該不足額に相当する額以上の賃金を支払うこととし、その旨を就業規則等に定める必要がありますのでご注意ください。

17. 社会保険労務士の報酬について、補助金の額確定後に支払う契約になっています。補助対象になりますか。

(答)

補助対象になりません。補助対象とする事業費は、実績報告の時点で支払いが完了している必要があります。

18. リース料金や保守料金はどの期間まで対象となりますか。

(答)

リース、ローン契約、ライセンス契約、保守契約等の経費の支払の場合、助成対象となる経費は、実 績報告前に支払われたものに限ります。この場合、複数年分を前払いした場合は、助成実施年度を含め 3年分が助成対象となります。

19. 設備導入のための、運賃、搬入費、取付費用等は助成対象となりますか。

(答)

導入に係る費用のため、助成対象となります。

20. 福祉車両(特殊車両)を導入します。車両本体以外の関連費用も対象となりますか。

(答)

購入に際して支払を要する費用のうち、車両本体以外で助成対象となるものは、検査登録(届出)手 続の代行費、車庫証明手続の代行費、納車費用等です。

一方、対象とならないものは、検査登録(届出)手続預かり法定費用、車庫証明手続預かり法定費 用、販売車両リサイクル料金、自動車取得税、自動車重量税、自動車賠償責任保険等です。

なお、希望ナンバー交付手数料のほか、オーディオ等のオプション装備についても原則として対象外ですが、カーペットマット、サイドバイザー (ドアバイザー) 等通常装備されるものについては助成対象となります。

21. 除雪機を導入したいのですが、実績報告までに雪が降らず効果が確認出来ない場合は対象外ですか。 (答)

過去に除雪機を使用しない除雪の実績があり、除雪機を導入することで導入後の除雪の効率化が明らかに見込めるのであれば、実績報告までに実績が無くても助成対象となります。

ただし、想定される使用頻度が極端に低いものについては、生産性の向上、労働能率の増進に資する とはいえず、助成対象とならないことがあります。

22. 中古品の購入は助成対象となりますか。

(答)

助成対象となりますが、型式や年式が同程度の物品について、2者以上の中古品流通事業者から相見 積もりを取得する必要があります。2者以上からの取得が困難な場合は、事務局までご相談下さい。 中古品流通事業者以外からの取得は助成対象となりません。

23. 設備投資等を自社で施工、製造するものでも助成対象となりますか。

(答)

原則として、自社で施工、製造するものは助成の対象外ですが、施工等に要する原材料費のみを事業費とするものは助成対象となります。

24. 老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も助成対象となりますか。 (答)

既存の機器設備等の老朽化又は破損に伴い、同等性能の機器設備等を導入することは助成対象となりません。ただし、老朽化又は破損したことを機に、既存の機器設備等より高い能力を有する上級機器を導入し、それにより、生産性の向上、労働能率の増進に資することが認められれば助成対象となります。

25. 備品や什器の購入は補助対象となりますか。

(答)

原則として、備品や什器の購入は補助対象外となります(電子レンジや炊飯器、ヘアアイロンなど)。 ただし、厚生労働省の指針等に照らし、当該経費が本事業の目的である生産性向上や労働能率の増進、労 働環境改善に直接資するものであることが明確であり、かつ、申請書類等によりその効果が合理的に説 明される場合は、補助対象とする場合があります。

26. 雑役務費はどのような費用が補助対象になるのですか。

(答)

受講料等の費用が補助対象となります。(ただし、試作・実験費、造作費を除く。)

27. 広告費用は対象となりますか。

(答)

広告費用や展示会の出展費用など、通常の事業活動に伴う経費は助成対象となりません。ただし、生産 性向上等に資する設備投資等の取り組みに関連する費用であれば助成対象となる場合があります。

28. 助成対象経費をクレジットカード等で支払ってもいいのですか。

(答)

領収書を受領する現金払いまたは申請者名義での銀行振込のみとします。小切手や手形、クレジットカードでの支払いは不可です。

29. 10 人未満の事業場でも、就業規則について届出が必要ですか。

(答)

既に労働基準監督署に就業規則を届け出ている場合は、変更の届け出が必要です。

- 就業規則を届け出ていない場合は、就業規則に準ずるものとして、
 - ①賃金引上げ後の事業場内最賃及び賃金引上げ日を定め、作成者(事業場名)、作成年月日等を記載した書面を作成してください。
 - ②就業規則に準じて労働者代表からの意見書を添付してください。

この書面は労働基準監督署への届出は必要ありませんが、作成後は労働者に対して周知してください。

交付申請書または実績報告書には、①及び②を添付することで、就業規則の写しに代えることができます。

なお、一般的な労働契約書及び労働条件通知書は、就業規則に準ずるものには当たりません。

30. 今回賃上げを行うのはパート従業員のため、就業規則の改正はパート用のみで良いですか。 (答)

今回設定した事業場内最低賃金は事業場の全労働者に適用する必要がありますので、雇用形態により 就業規則が分かれている場合は、全ての就業規則を改正するか、いずれかの規則に全労働者に適用する 旨を記載してください。

31. 交付申請後にキャリアアップ助成金の支給決定を受けました。交付申請額を増額したいのですが。 (答)

変更承認申請書(様式第3号)に、キャリアアップ助成金支給決定通知書の写しを添えて変更申請を 行ってください。

既に実績報告書を提出している場合は、交付申請兼実績報告書(追加) (様式第8号) で増額分を申請してください。

- ○スキルアップ研修補助金
- 32. 研修を受けるのが事業主や役員の場合でも助成対象ですか。

(答)

自社のスキルアップ推進のための研修であれば、受講者が事業主や役員でも助成対象です。

- 〇共通
- 33. 過去に上乗せコース(または拡大コース、環境改善コース)を申請しましたが、今回も申請すること

はできますか。

(答)

可能です。ただし、前回の申請に係る賃金引上げが完了した日以降に、事業場内最低賃金を引き下げた場合は、申請出来ません。また、交付申請済の事業に他のコースを利用することはできません。必ず、別の事業を実施してください。

34. 年間契約を行っている社会保険労務士に申請手続きを依頼した場合、補助対象になりますか。 (答)

年間契約等を行っている場合は、業務改善助成金、賃金アップ環境改善事業費補助金の申請手続きを 依頼したことで増加した金額について、補助対象となります。

35. 提出する書類の中に納税証明書がありますが、発行費用を社会保険労務士の申請手続きに係る費用として補助対象経費に含めて申請しても良いのですか。

(答)

納税証明書の取得・発行に係る費用は補助対象外となります。申請手続きに係る補助金申請を行う際は、発行費用は含めず申請してください。

36. 社会保険労務士に、同一事業主が経営する複数の事業場について申請手続きを依頼しました。社会保険労務士報酬に係る補助金の上限額はいくらですか。

(答)

申請1件につき、それぞれ10万円が上限額です。

37. やまなしキャリアアップ・ユニバーシティの講座を従業員 1 名が受講しましたが、上乗せコース、 拡大コースまたは環境改善コースに申請する場合、その従業員が関わっている事業での設備投資で なければ認められませんか。

(答)

講座受講した従業員が関わっていない事業での設備投資であっても、事業場の生産性向上等に資する 事業であれば認められます。